薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器の一部を改正する件（案）新旧対照表

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器（平成十七年厚生労働省告示第百十二号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改正案

別表

番号	医療機器の名称	基準		
		日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的、効能又は効果	
一～二百六十一	（略）	（略）	（略）	
二百六十二	1　歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント	T六六〇九―二	歯科の修復物、補綴物等の合着に用いること。	
二百六十三～八百二十七	（略）	（略）	（略）	

現行

別表

番号	医療機器の名称	基準		
		日本工業規格又は国際電気標準会議が定める規格	使用目的、効能又は効果	
一～二百六十一	（略）	（略）	（略）	
二百六十二	1　歯科合着用グラスポリアルケノエート系レジンセメント	T六六〇九―二	歯科修復物又は装置の口腔内硬組織若しくは装置への合着に用いること。	
二百六十三～八百二十七	（略）	（略）	（略）	